

住宅の自主再建をお考えの方へ

契約前に、早めの事前相談をお願いします

国の復興交付金事業が、平成32年度末（平成33年3月31日）に終了となります。

住宅再建の補助金を受給するためには、平成30年度中（平成31年3月31日）までに、工事請負契約や融資契約前に申請が必要な補助金制度（がけ地近接等危険住宅移転事業）もあるため、これから住宅再建をお考えの方は、お早めに事前相談をお願い致します。

【がけ地近接等危険住宅移転事業】個別に移転される方への補助について

1 事業の内容

自分で用意した土地（自己所有地、購入予定の土地）に個別に移転される方に対し、金融機関から借入した住宅再建費用の利子相当額（住宅ローンの利子分）、及び引越し費用等を補助します。

2 対象となる方

次の①、②の両方を満たす方

- ① 東日本大震災時（平成23年3月11日時点）に**災害危険区域内**に居住されていた方
- ② 町内の**災害危険区域外**に個別に移転（自主再建）される方

3 補助金額

住宅再建費用に対する借入金の利子相当額

住宅再建（購入）	上限 457 万円
土地 購入	上限 206 万円
敷地 造成	上限 59 万 7 千円
移転費（引越代）	上限 80 万 2 千円

4 注意事項

- ・申請及び交付決定前に、各種契約、工事着工、引越しをされた方は補助対象となりません。
- ・防災集団移転促進事業で移転される方や、災害公営住宅、民間賃貸住宅への入居で住宅再建し、各種住宅再建補助金を受給された方は、補助対象となりません。
- ・交付決定日前に契約をされた経費は補助対象となりません。
- ・3か年度（交付決定をした年度を含む）を経過すると補助金の対象外となります。
（例）平成30年度に申請・交付決定された方の有効期限は平成32年度末まで。

災害危険区域について

建築基準法第39条第1項の規定に基づき、住宅の建築を制限した区域です。

大槌町を含む三陸沿岸は、過去数十年に一度は大きな津波に見舞われる津波常襲地帯です。防潮堤など海岸保全施設を整備した上で、東日本大震災と同程度の過去最大クラスの津波による浸水が予想される区域については、災害危険区域として指定し、「住居の用に供する建築物」の建築を禁止しています。

「住居の用に供する建築物」とは、住宅、アパート等の共同住宅、長屋、寄宿舎、下宿及び寮などです。会社や工場、店舗や倉庫などは制限の対象にはなりません。

がけ地近接等危険住宅移転事業について

現在は災害危険区域に指定された土地に、震災時に居住していた方で、かつ、災害危険区域外の自己所有地や購入予定の土地に個別に移転し、住宅再建（新築、購入）する方が、がけ地近接等危険住宅移転事業（以下、がけ近事業）の補助対象となります。

震災時に災害危険区域に居住していた方であっても、防災集団移転促進事業で移転される方や、災害公営住宅や民間賃貸への入居等で住宅再建される方は、がけ近事業の補助対象となりません。



災害危険区域 概略図

住宅課 管理班 Tel 0193-42-8719

くらしの安心だより

住宅課からのお知らせ

建築物の既設の塀（ブロック塀や組積造の塀）の安全点検について

6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震では、塀の倒壊により死亡事故が発生しました。

ブロック塀については、建築基準法の構造基準を満たしていないもの、老朽化で品質が低下しているものなどは、地震時に倒壊による二次災害を及ぼす危険性があります。

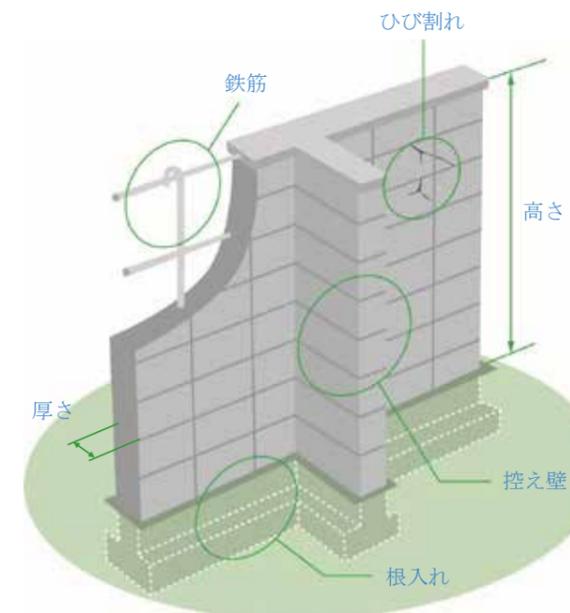
ブロック塀の所有者・管理者のみならず、右記の「ブロック塀の点検のチェックポイント」を活用し、適切な維持管理に努めて頂くようお願い致します。

安全点検の結果、危険性が確認された場合は、速やかに付近通行者への注意表示を行うとともに、建築士等の専門家に相談し、適切な補修及び撤去等の対策を行うようお願い致します。

ブロック塀の点検のチェックポイント



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。



- 1. 塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合15cm以上）
- 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
・塀に傾き、ひび割れはないか。

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>
□ 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

- <専門家に相談しましょう>
- 6. 塀に鉄筋が入っているか
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

【お問い合わせ】 住宅課 建築班 Tel 0193-42-8719

町民課からのお知らせ

「ぶつかるよながら運転 じこのもと」

8月1日（水）から8月10日（金）までの10日間、夏の交通事故防止県民運動が実施されます。夏場を迎え、暑さや長距離運転からくる過労による重大事故の発生や、夏休みなどの解放感による交通安全意識の低下が心配されます。いつも以上に交通安全の意識を持ち、事故防止に努めましょう。

【お問い合わせ】 町民課 環境生活班 Tel 0193-42-8713

